

第3期 三芳町子ども・子育て支援事業計画(案)に対する町の考え方について

町の考え方を下記の通りまとめましたのでお知らせします。

パブリック・コメント案件：第3期 三芳町子ども・子育て支援事業計画(案)		
担当課:こども支援課	メールアドレス:kodomo@town.saitama-miyoshi.lg.jp	
提出された意見の件数	39件(2名)	
対応状況	下記の通りといたします。	
提出された意見等	対応方針	町の考え方
本支援事業計画の参考となった、アンケート調査結果、それに対する町の考え方を公表してください。これらは、公金で実施されている事業でかつ、事業計画策定にあたり重要な資料です。加えて、次回事業計画策定にあたり、前回との比較する参考資料になります。	ご意見ありがとうございます。	アンケート調査報告書は、役場情報資料室等で公開していますが、計画策定後は計画書とともに、町ホームページにも掲載を予定しています。なお、アンケート調査結果は、今後の子育て支援施策等の検討資料として活用させていただきます。
本事業計画(案)は、日本語の文章であるにもかかわらず、多くのカタカナ語が存在します。適切な日本語の専門用語にするか、脚注や用語集を用いて、本事業計画内でわかるよう、日本人に理解できる平易な日本語で説明してください。	一部修正します。	周知が必要な表現については、用語解説を作成いたします。
P.12(2)年齢別労働力率 「男性の年齢別労働力率は、平成27年から令和2年の間に大きな変化はみられません」と書かれています。労働力率は変わっていませんが、労働力人口は平成27年と比べ、令和2年は30～34歳、35～39歳、40～44歳は減少し、45～49歳、50～54歳、55～59歳は増加しています。生産年齢人口が高齢化していることは明らかで、若手が不足していることがわかります。少子高齢化を念頭に、考察を変更すべきです。	原案のとおりとします。	保育の視点における労働力率を考察しているため、原案のとおりとします。

<p>P.15 6 第2期子ども・子育て支援施策の成果 施策に関する成果が記載されていますが、この総括・評価（その施策は適性だったのか）は誰が行っているのでしょうか。その内容について、出典根拠、詳細な結果を示してください。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>子ども・子育て支援施策の成果については、内部評価を基に総括を行っております。また、施策の設定及び評価については、子ども・子育て審議会にて審議を行っております。</p>
<p>P.17 第3章 計画の基本的な考え方 用語の取扱い 基本理念、基本的視点、基本目標の違いがわかりません。 P.18に示されているような図表を用いながら、それぞれどういう関連、階層があるか等、わかりやすく説明をお願いします</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>基本理念については、計画全体の理念（概念）を示したもので、基本的視点は、計画推進において考えるべき視点、基本目標は子ども・子育て支援法及び次世代育成対策推進法に基づき必要となる項目別の目標となっています。</p>
<p>1 基本理念 P.17の文章とP.18の図表がどのように関連付けされているのか、わかりません。 政策6や重点プロジェクトとは、どこから来ているのか、出典を記載してください。 第1期・第2期子ども・子育て支援事業計画とどういう関連なのか、矢印だけではなく、簡単な説明が必要です。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>政策6及び重点プロジェクトについては、図にも示している「三芳町第6次総合計画」にて計画しているものです。P17に説明しているとおり、町の最上位計画である総合計画の施策の方向性を踏まえて、第1期・2期における理念を継承しつつ、第3期計画の基本理念を設定しています。</p>
<p>P.19 2 基本的視点 基本理念は「安心して子育てできるまち 三芳」ですが、基本的視点の視点1が「子どもは尊重され、育つ力が伸びていく」となっています。本来であれば、みんな、地域で子どもを愛し、子育て家庭を応援していき、その中で、子どもは尊重されていくと思います。視点1から3の順序が適切ではないと思います。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>視点1～3については、重視する視点を示しており、順序によって強弱があるものではありません。</p>
<p>「児童の権利に関する条約」や「児童憲章」は国際連合による考えであり、視点1は国際的な基準を優先していると見て取れます。ただ、日本では、これら条約や憲章を条件に「子どもが心身ともに健やかに成長できる子育て環境」を構築していく必要はあ</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>「児童の権利に関する条約」の理念を反映した「こども基本法」が施行され、国内において子どもの権利の認識が大きく変化しています。三芳町においても「子どもの権利に関する条例」を制定し、子どもの目線に立ったまちづくりを推進しております。子ども・子育て支援</p>

<p>りませんし、必須項目でもありません。むしろ、日本国憲法、法令、条例が三芳町のまちづくりにおいて、先に適用されるべきです。</p> <p>それらを十分に確認した上で、優先順位の高い地域や家庭、学校などの良好な環境が整って初めて、家庭にとって安心できる環境が構築されると思います。</p>		<p>事業計画は子どもとその家庭を支援する包括的な計画であり、地域の実情に応じて計画期間中の必要な支援内容や施策、教育・保育の整備について示していますが、まちづくりにおいては、子どもの権利を尊重し、子どもや子育て支援を行うことが必要だと考えます。</p>
<p>P.20 3 基本目標 基本目標1「こどもまんなか社会」の実現のために 「こどもまんなか社会」の詳細でかつ、平易な日本語での説明をお願いします。また (1) 子どもの権利の尊重とありますが、前段の説明、「教育の充実と家庭や地域の教育力向上を図ります」とあるので、実際かかるのは(2)～(5)の部分だと思います。 (1)を含めるならば、思想的や理念に該当する内容を加味して、説明してください。</p>	<p>一部修正します。</p>	<p>周知が必要な表現については、用語解説を作成いたします。</p>
<p>第4章 子ども・子育て支援 施策の展開 全般 担当課等が、各課や複数課と記載されているものが散見されます。これでは責任の所在が明確にならず、事業評価を実施する際、どこが主管となるのか、不明です。実際の主管課がどの部署、グループになるのか、○印等で簡単に識別できるよう記載をお願いします。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>全庁で取り組む施策は各課となっております。並列表記として主管となる課名を記載しております。</p>
<p>P.23 1 子どもの権利の尊重 下記用語は、比較的新しいものですので、日本人、老若男女に対して詳細でかつ、平易な日本語での説明をお願いします。これら法律等の体系・関係、略語(CFCI)の説明もお願いします。 「こども基本法」、「こども大綱」、「都道府県(埼玉県)子ども計画」、「市町村子ども計</p>	<p>一部修正します。</p>	<p>周知が必要な表現については、用語解説を作成いたします。</p>

画」、「子どもの権利に関する条例」、「日本型こどもにやさしいまちづくり事業(CFCI)」		
P.33 32 地域と連携した学習支援と居場所づくりの実施 「関係機関と協力しながら」とありますが、具体的な機関を示してください。なお、他にも関係機関協議を実施する旨が記載されています。これに関しても、具体的な機関を示してください。現在想定している機関で構いません。	原案のとおりとします。	子ども・子育て支援事業計画は子どもとその家庭を支援する包括的な計画であり、地域の実情に応じて計画期間中の必要な支援内容や施策、教育・保育の整備について示しています。そのため、個別具体的な名称は記載していません。
34 資料館活動の推進 「ジュニア三富塾」の概要を、用語集に記載してください。	原案のとおりとします。	小学生を対象とした「三富開拓地割遺跡」（三富新田）に関する地域学習イベントで、担当課が行う事業名称です。
P.37 2 安心して子育てができる生活環境の整備 41 安全で快適な道路環境の整備 文章と、箇条書きが混在しています。事業概要と、具体的な施策を分けてわかりやすく説明をお願いします。	原案のとおりとします。	誰もが安心して快適に外出できる環境づくりとして、道路環境の整備に取り組むものとなります。
43 子どもの遊び場の環境整備 文章と、箇条書きが混在しています。事業概要と、具体的な施策を分けてわかりやすく説明をお願いします。 箇条書きには、遊具の安全点検しか書かれていません。これは、遊び場、公園施設の新設、整備を考えていない旨なののでしょうか。	原案のとおりとします。	子どもの遊び場として公園等の環境整備に取り組むものになります。
3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 P.39 47 子どもの交通安全対策 箇条書きに書かれていますが、グリーンベルトの設置や、ゾーン30の検討はされていないのでしょうか。	原案のとおりとします。	子どもの交通安全対策としてソフト事業に取り組むものになります。道路整備については、41 安全で快適な道路環境の整備に含まれます。
基本目標 3 地域で子育て支援をするために 1 子育て相談・情報提供の体制の充実 P.42 55 子育て情報の提	原案のとおりとします。	町では、公式 SNS を活用してイベント情報や町の情報等を発信しております。今後も子育てに関する情報を発信してまいります。

<p>供 簡条書きに「SNS の活用」と書かれています。子育て情報の提供を今までしていなかったのでしょうか。もしあれば、早急に住民への周知、この事業計画に URL を記載してください。</p>		
<p>56 子育て相談 簡条書きに「相談体制の充実」と書かれています。これは、具体的にどのような内容を意味していますか？人員を増やすのか、受付時間を増やすのか等、具体的に記載してください。なお、他にも相談体制の充実を実施する旨が記載されています。これに関しても、具体的な作業・施策・行為を示してください。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>相談内容に応じて、必要な支援につなぐことができるよう体制を構築してまいります。</p>
<p>60 子育てに関する総合支援窓口 簡条書きに「的確な情報提供」と書かれています。この情報は、具体的にどのような内容を意味していますか？</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>計画期間中に行われた制度改正や支援情報など、子育て期に必要な情報発信をしてまいります。</p>
<p>2 地域における子育て支援サービスの充実 P. 44 子育て支援センター機能の充実 簡条書きに「子育てグループの支援」と書かれています。この情報は、具体的にどのような内容を意味していますか？</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>子育てグループが必要とする支援を講じ、子育ての孤立感を防ぐ取組を検討してまいります。</p>
<p>64 乳児等通園支援事業 「働き方やライフスタイルに関わらない形での」と書かれています、このライフスタイルの意味がわかるようにカタカナ語を使用せず、説明をお願いします。現在は、どういう意味なのか不明です</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>一般的な表現は、そのまま用いています。</p>
<p>68 図書館における児童図書蔵書の充実 文章の意図がくみ取れません。目的と手段、行動がわかるよう、一文を短くする等、わかりやすく説明をお願いします。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>図書館における児童図書の充実を図るもので、「よみ愛・読書のまち」宣言に基づく取組となります。</p>

<p>68 から 72 担当課等が公民館や図書館となっています。イベント開催は公民館や図書館だと思えます。しかしイベントの企画運営は子ども支援課などの町の事業課だと思えます。公民館や図書館の職員が企画運営までするのでしょうか。ご確認ください。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>各イベントの企画・運営については、各担当課・所・館が実施しております。</p>
<p>77 保育施設等の充実 箇条書きに「保育施設等の環境整備」と書かれています。この情報は、具体的にどのような内容を意味していますか？内装を変えるのでしょうか？設備増強を行うのでしょうか？ 他にも環境整備を実施する旨が記載されています。これに関しても、具体的な作業・施策・行為を示してください。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>藤久保地域拠点施設整備に伴い、藤久保地域にある学童保育室、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、児童館の整備を行うものです。</p>
<p>その他 アンケートに質問に「土曜日・休日や長期休暇中の「定期的な」教育・保育事業の利用希望について」で、回答数の 2 割弱は土日祝実の定期的な教育・保育事業を利用したい、長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望は 6 割程利用したいと書かれています。 病児・病後児保育施設は 27%が利用したいと書かれています。 私用、親の通院。不定期の就労等の目的での事業の利用希望は 45%です。 泊まりがけのショートステイの利用希望は約 15%でした。 これらの需要が、事業計画に十分に反映されていませんでした。需要があれば、計画・制度設計の実施をお願いします。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>	<p>地域の実情とニーズを鑑み、今後検討を重ねてまいります。</p>
<p>3 子育て支援のネットワークづくり 78 子育てネットワークづくり 子育てネットワークと子育て</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>子育てネットワークは地域全体の子育てグループの交流を示し、子育てグループは個々のグループ活動を示しております。</p>

<p>てグループの違いは何でしょう。同意であれば、文言の統一をお願いします。</p>		
<p>4 子育て家庭への経済的な支援 「安心して子育てできるまち 三芳を」謳うのであれば、経済的状況や父母の就労状況にかかわらず、経済支援を積極的に行い、基本目標の順位も一位にすべきです。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>	<p>子ども・子育て支援事業計画は子どもとその家庭を支援する包括的な計画であり、地域の実情に応じて計画期間中の必要な支援内容や施策、教育・保育の整備について示しています。基本目標の記載順が優先順位ではありません。必要な支援が必要とする子どもやその家庭に届くよう示しております。</p>
<p>第5章 幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供体制 共通 国の指針に規定された方法で見込み量を算出しています。参考資料で、計算過程を添付願います。</p>	<p>ご質問ありがとうございます。</p>	<p>参考資料は用いませんが、国の手引き等を活用し、ニーズ量を算出、教育・保育事業等の利用実績を反映した上で各事業量を算出しています。利用実績は、第2期計画期間各年度の最大値の利用率を基礎とした見込み量を独自に算出し、これらを基に総合的に考慮して、次期計画の各事業量を見込んでいます。この結果を基に、審議会での検討を重ね、量の見込みを算出しております。</p>
<p>1 子ども・子育て支援サービスの概要 「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の違いを文章で説明してください。 【新規】の意味を説明してください。</p>	<p>ご質問ありがとうございます。</p>	<p>「子どものための教育・保育給付」とは、認定こども園・保育所（園）・幼稚園等を通じた共通の給付である「施設型給付」と、小規模保育等に対する「地域型給付」により、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たっておこなう、財政支援のことです。 「地域子ども・子育て支援事業」とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業のことで、19事業が該当します。 【新規】とは、令和4年改正児童福祉法の施行及び令和7年改正子ども・子育て支援法等の施行に伴い、地域子ども・子育て支援事業として新たに創設された事業のことです。</p>

<p>2 量の見込みと確保方策について 「国の手引き」の正式名称を、記載してください。</p>	<p>一部修正します。</p>	<p>正式名称が「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」と長いため、第2期計画と同様に「国の手引き」と省略しますが、「用語解説」に正式名称を掲載します。</p>
<p>3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制確保の内容と実施時期 無償化の定義を説明してください。食事代が有償であれば、一般通念上、保育に関わる経費は無償ではありません。（もし仮に法令上保育料と食事代で区別しているのは、それは法令上の話であります。本案は一般住民に対して説明することを念頭に、万人に理解できる説明をお願いします。）費目別に、有償・無償の区別をつけてください。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>	<p>「幼児教育・保育の無償化」という際の「無償化」とは、幼稚園・保育所（園）・認定こども園等の“利用料が無償”という意味となります。保育所（園）等の延長保育料のほか、施設から実費として徴収されている費用（行事費、食材料費、通園送迎費など）は、無償化の対象外です。住民に対しては、丁寧に説明等を行ってまいります。</p>
<p>P. 79 「母子保健型」と「こども家庭センター型」の違いがわかるように、説明してください。</p>	<p>ご質問ありがとうございます。</p>	<p>「母子保健型」とは、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に継続的に対応し、支援を行うものです。 「こども家庭センター型」とは、母子保健機能と児童福祉機能が一体となって妊娠・出産・子育て期にわたり、虐待への予防的な対応も含め個々の家庭に応じた支援を切れ目なく対応するものです。</p>
<p>P. 90 多様な主体が本制度に参画することを促進するための事業 多様な主体が何かを説明してください。</p>	<p>ご質問ありがとうございます。</p>	<p>支援事業の円滑な実施に向け、事業の拡大を図ることが必要な保育所（園）や小規模保育事業、認定こども園をはじめ、一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業などの地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者であって、市町村において支援が必要と認められた事業者のことで、例として、民間事業者（幼児教育・保育、学習塾等の運営をする企業等）、NPO法人や社会福祉法人、地域コミュニティや住民団体等があげ</p>

		られます。
<p>P. 91 (14) 子育て世帯訪問支援事業</p> <p>委託先を NPO 法人等と想定していますが、NPO 法人が筆頭である理由を教えてください。NPO 法人は一般企業より、財務基盤が脆弱であり、企業の存続、持続性が一般企業より弱いです。加えて、従業員の安定性も確保できません。それであれば、財務基盤を整えており、財務諸表の作成、決算を実行している一般企業の方が適正ではないでしょうか。</p>	一部修正します。	子育て世帯訪問支援事業の委託については、様々な事業所が想定されるため、「事業所等」に変更致します。
<p>P. 95 5 教育・保育と地域子ども・子育て支援事業等の提供にあたって</p> <p>(2) 質の高い教育・保育にかかる基本的考え方とその推進方策</p> <p>家庭教育アドバイザーを配置するのではなく</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住民が要望している保育園や幼稚園、保育サービスへの十分な予算配分 ● 保育園や幼稚園、保育サービスに関わる職員への手当 ● 幼児保育・保育の質を上げるためには、保育園や幼稚園、保育サービスに関わる現場職員へのヒアリング、住民へのヒアリング <p>町はこれら意見、ヒアリング結果を十分確認し、反映する仕組みが必要です。</p>	ご意見ありがとうございます。	ご意見として承りました。
<p>第 6 章 計画の推進</p> <p>1 計画の進捗管理</p> <p>「部門横断的な進行管理会議の設置」と書かれています。この会議の規約や構成員、計画の進捗管理を具体的にどのように行うのか、図表を用いて示してください。</p>	原案のとおりとします。	図表は用いることはしませんが、子ども・子育て審議会において進捗を図るとともに、行政評価外部評価委員会において事業の評価も行っております。

<p>町、町議会、審議会との関係性も含めてください。</p>		
<p>第 2 期は関係する住民にアンケートを実施し、その内容を反映することで途中見直しをしました。5 年間の間に、どのような動きがあるのか、バーチャートを用いて工程表で説明してください。</p>	<p>ご質問ありがとうございます。</p>	<p>図表は用いることはしません が、制度改革等の国の動向や町の実態、施策の状況等を勘案するとともに、子ども・子育て審議会のご意見も伺いながら、必要に応じて見直しは検討してまいります。</p>
<p>【P55「7 障がい児や発達の遅れのある子どもへの支援の充実」障がい児の福祉サービス利用に関する相談事業の実施発育・発達相談の所など】 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定で高次脳機能障害支援体制加算(障害児相支援)が新設されたことを受け高次脳機能障害を有する障害児への相談支援体制を整備していくことを施策として位置づけてください。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>	<p>障がい児支援につきましては、障がい児支援を実施する課と連携し、子どもにとって最善の利益を念頭において検討してまいります。</p>
<p>【P55「7 障がい児や発達の遅れのある子どもへの支援の充実」の所】 「強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実」という施策を位置づけて下さい。また、次期の障害児計画においては、国の基本指針に即して「強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実」といった施策を位置づけて、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児への支援を計画的に実施して行って下さい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>	<p>障がい児支援につきましては、障がい児支援を実施する課と連携し、子どもにとって最善の利益を念頭において検討してまいります。</p>